

## 教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和元年12年10日(火曜日)  
午前9時30分～午後0時17分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 下井克己 副委員長  
徳並伍朗 委員 秋山哲朗 委員  
岩本明央 委員 秋枝秀稔 委員  
猶野智和 委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員  
荒山光広 議長
6. 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長  
篠田真理 議会事務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長  
志賀雅彦 建設農林部長 西田良平 観光商工部長  
金子 彰 教育委員会事務局長 末岡竜夫 観光商工部次長  
中村壽志 農林課長 千々松雅幸 観光総務課長  
早田 忍 観光振興課長 西村明久 商工労働課長  
河村充展 教育総務課長 斉藤正憲 生涯学習スポーツ推進課長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件のうち、既に議決された議案1件を除く8件、及び9月定例会において継続審査になっております議案1件につきまして審査いたしますので、御協力よろしくお願ひいたします。

初めに、継続審査になっております議案第99号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

まずは、去る12月3日の本委員会におきまして、委員から質問がありました。その時に要求された資料2件について、執行部のほうからどのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） それでは、12月3日に御指摘のありました議案について、説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、資料につきましては、今送信いたしました秋吉台・秋芳洞地域再生事業についてということで要約版をお送りしております。これについて、説明のほうをさせていただきます。

まず最初に、事業内容でございます。

秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業は、地域への来訪者を増加させる施策を展開することで、地域の活性化と観光事業の経営の安定を図るため実施をするということでございます。

実施においては、観光マーケティングによりデータ収集・分析を行い、ニーズに合った秋吉台・秋芳洞に再ブランディングし、その魅力を効果的に伝える情報発信や体験メニュー等を開発し、市内への滞在時間の延長を図ることで、地域の活性化をするためのソフト事業を行うものでございます。

また、再ブランディングの下、公共施設やサイン関係を統一感のあるデザインとすることで当地ならではの印象づけをし、来訪者に美しさと利便性を併せ持つ観光地となるよう、今後行うハード事業に関するソフトを一体的に整備することとおるものでございます。

次に、類似事例についてでございます。

このことについては、調査した範囲において、本事業に合致したものはございま

せんでしたが、平成24年、25年度において山口県観光連盟が全国的な認知度を高め、観光客の誘致の拡大を図るための情報発信を中心に、2カ年で約5,700万円を支出されておるところでございます。

次に、事業費についてでございます。

事業者から提案され、具体的な内容についてはプロポーザルの審査会において決定することとしております。

経費については、資金計画に基づき、今後10年間の基金が枯渇しないよう計画する中で、この事業に対して拠出できる限度額を想定し、金額のほうは設定しているところでございます。

次に、合意形成でございます。

観光協会においては、この事業のプロポーザルに参加し、提案が採用されなかった場合でも協力されることを理事会で決定され、会長、副会長から本市に報告をされているところでございます。

地域においても、同じ向きでこの事業に取り組めるものと考えており、事業の必要性についても賛同され、事業内容については全ての情報を共有するとともに、協議を行いながら事業を推進することについて賛同を得ているものでございます。

次に、観光振興計画の策定状況でございます。

観光振興計画の進捗状況は、令和元年10月15日にプロポーザルによるヒアリングを実施し、11月5日に業務委託契約を締結しております。

11月7日に美祢市産業振興審議会に諮問し、11月29日に美祢市産業振興推進審議会観光振興専門分科会を開催し、今後の進め方等について説明等を行ったところでございます。

今後の予定につきましては、令和2年1月16日に市内の関係事業者や生産者など多様な関係者20名から30名と観光振興計画についての意見交換会を実施することとしているものでございます。

あわせて、同日以降に市内の多様な事業者の方を対象にしたヒアリングや市内外の方を対象にWebによるアンケートを実施し、観光振興計画の策定に必要なデータを収集することとしておるところでございます。

これら意見交換やアンケート調査によるデータと、受託者が既に取得しているデータを分析し観光客の動向等を把握することで、新たな美祢市の観光振興の方向

性を策定することとしておるところでございます。

策定された案については、2月中旬の部会において審議いただき、2月下旬からパブリックコメントを実施した後、来年度から実施となるよう計画をしているものでございます。

説明については以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 今ちょっと早田課長のほうから説明がありました。

せんだっての委員会のほうで、観光振興計画ともう1つ、2つ資料の要求が……。現在、平成27年の3月から観光振興計画5年計画で、来年3月までの観光振興計画の途中経過のものを出していただきたいという要望があったかと思えますけど。

それともう1つ、秋芳台地域景観計画の合意形成についてのところがどういうふうなことになってるかという、それについて説明を求めて資料要求があったと思えますけど、今のこの資料の説明がその2つになるわけですか。（「ちょっとその前に」と呼ぶ者あり）秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） この観光振興計画はいつからやられるの。4月1日からじゃないの。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

新しい振興計画につきましては、来年の4月1日から5年間ということで計画をしているところでございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 議会のほうには、これいつ提示されるわけ、これ。

なぜかという、これ前回のやつがあるんですよね、31年の3月までかな。これは12月の中頃までに——このたび2月下旬にパブリックコメントとありますけども、12月の中頃までにやっておられるんですよね、パブリックコメントを前回は。なぜ、これだけ遅くなったかということですよ。その辺がちょっとよく分からないんですけども。

議会も御存じのように、来年改選ですから、3月議会、恐らく早く始まるんじゃないかと思うんですけども……。聞いちよるんか、人が質問するときには、ちゃんと真面目に聞いてくださいね。

今の策定状況から見ると、来年の3月の下旬に観光振興専門部会、また分科会が

開かれるということですが、議会のほうには、これいつ提示されるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 秋山委員の御質問にお答えをします。

現在、このスケジュールに沿って観光振興計画のほうの策定の準備を今進めているところでございます。

議会のほうにつきましては、3月議会において提示をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今、話になってるのは観光振興計画のほうで、これが来年の——今年度末で今までの計画が期限が切れて、来年度の4月1日から、次の5年間に向けてのものが今作成されてるという話なんです。

今、秋山委員から御指摘があったように、どうも前回の5年前に比べると、どうも進行が遅れているというお話だと思います。

今、我々が審議している再生計画事業——再生事業は、基本的には今作成されている観光振興計画を幹に、その枝葉になる事業にはなるとは思うんですが、どうも大もとになるものが遅れている中で、今、これから本来ならつながっていくはずの事業をどう審議していくというのは、そのあたりどうなってるのかなと。

大もとの幹の遅れがどう影響していくのかというあたりをちょっと考えていかないと、もしかすると先に幹をつくってしまうと——幹というか、先に枝をつくって、後からこう幹が出てくるっていうと、ちょっと順番が変わってしまうことにはならんかなあというのを、今ちょっと説明を聞きながら感じました。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、猶野委員から説明がありましたように、幹と枝葉のお話がありましたけど、そのあたりにつきまして、執行部のほうから何か御回答できますか。末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 猶野委員の御質問にお答えします。

振興計画は幹です、間違いなく。このたびの再生事業は枝と言えれば枝かもしれませんが、計画じゃなしに実行計画です。実行に移すものです。枝と言えれば枝かもしれませんが、実行に移すものということで捉えておりますので、特にそれが先行して先に走るといふようなイメージは持っておりません。（「それはおかしいんじ

ゃないか」と呼ぶ者あり)

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） あくまでも、恐らく美祢市のいろんな計画においても計画が先に出てきて、それを策定して実行計画に入るのが筋じゃないですか。実行が先っていうのはあり得んことないですか。先に実行しながら計画を立てていくんですか、今度。そんなずさんな計画、僕はないと思いますよ。

○委員長（戒屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 再生事業はあくまで4月1日からの事業で、今年の部分はマーケティングとか調査の部分に入ります。ですから、実際には実行するのは4月1日以降です。

振興計画は3月までに策定します。したがいまして、計画に沿った実行ということで、4月以降に実行がいけるといふふうに順序立てて考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） そうなると、今までつくられた観光振興計画、これをどのように今検証しておられるんですか。そこが先じゃないですか。

それと、併せて言わせてもらいますと、今まで数多くの秋芳洞・秋吉台、そして観光については、議論、計画を立てておられます。地域再生計画も1つです。

そして、特に秋吉台地域景観・施設整備基本計画っていうのを今年の3月につくっておられますよね。これをどういうふうに検証しておられるんです。この中に全てのことが、今後のことも網羅してあると思うんですよ。

そもそも、これが今年の31年、令和元年ですよ——前か、3月ですから、つくったばかりですよ、これ。これとかに全て網羅してないですか。私はずっとこれ読ませてもらいました。私自身はそう感じておるんですけども。これは、まだ計画ですよ。これから、これをどう実行していかれるんですか、今度は。

今言われたように、この再生計画、びっくりしましたけれども、これもう実行に入るんだということですよ。こんなことがありますか。ちょっと執行部の考え方おかしいことないですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 秋山委員の御質問でございますけど、今、景観・施設整備基本計画という計画が1つ出ました。もちろん今回の3月末までにつくります振興計画においては、その景観・施設整備計画、主にハードを今後、優先順位をつけてどういうふうにしなければならないかというのをもとに、振興計画の中に盛り込む材料として、去年まずそこをつくったわけです。

ですから、それが全く別物であるということではなく、ちゃんと振興計画にリンクして動いていくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） リンクしていくというふうに今言われましたよね、この計画とリンクしていくんだと。

この中にあります——一番最後に言おうと思ってたんですけども、関係者間の合意形成ということをおなた方つくっておられますよね。それには、総論賛成各論反対とならないように、合意形成に向けてということでもあります。その辺はどう捉えておられるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

景観・施設整備基本計画におけます——の中の実現に向けた課題と対応といった項目の中に、関係者間の合意のことが記載してございます。

この意味するところにつきましては、秋吉台地域景観・施設整備計画に基づいて、これから実際にハード事業を進めていく上において、関係者間の合意形成が必要であるというふうに記載がしてございます。

これから、実際に個別具体の事業について、改めて丁寧に関係者間に説明をし、御理解、御協力いただきながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 一番肝心なところはそこだと思うんですよね、ハード面。

後ほど、項目は8項目ぐらいの質問をしようと思っておりますけども、その辺のハード面の合意形成というのはできるんですか。今までの計画頓挫したの、そこら辺じ

やないですか。そうでしょう。合意形成っていうのはそうなんですよね。

さっき言ったように、総論賛成、このたびのソフト事業賛成ですよ。でも各論に入ったら反対ですよということが今まで多々起こってるんですよね、これが。その辺は、責任持って大丈夫ですと言えますか。

○委員長（戒屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 今の秋山委員の御質問ですが、確かに今まで、各論として突っ込んだ、所有者であるとか管理者との話というのは、私から見れば、まだまだ不足していたかなという反省の点もあります。

このたびつくる計画におきましては、やはりそのあたりもきちんと、もちろん明記してありますし、やるつもりであります。

そこでちゃんと納得がいく方向に、関係者、利害関係者と話を進めて、前に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） それでは、一番初めから、ちょっと元に戻っていきましょう。

1点目として、観光振興計画ですかね、このたびの。まだ今、途中であるということ、先ほど策定状況っていうのは私は遅れておるように思っておりますけども。

特に、この再生事業、このたび計画しておられる再生事業、これをなぜ秋吉台地域と限定されておるのかということが1点と、なぜ全市的でないのかということですよ。あくまでも観光振興計画はやっぱり上位だというふうに、あなた方の資料にも書いてありますけども。

特に、前回の委員会の際に、課長のほうから、特別会計の経営安定化が目的というふうに言われましたよね。これは、観光振興計画との整合性は図れるんですか、これで。なおかつ、美祢市における観光事業そのものを活性化するのではないかと、私は思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 秋山委員がおっしゃるとおり、観光は美祢市全域です、間違いありません。私たちもその気持ちで動いております。

ですから、秋吉台地域だけでなく、もちろん大岩郷であるとか、それからほかに弁天池であるとか、そういうところもきっちり——ほかにも大仏ミュージアム、そ



ういうところもやっぱり観光施設、観光の動線として捉えております。

ところが、観光の事業を行う上で観光の財源、これを考えなければ、全く観光の振興の策っていうのが前に進めません。

今、美祢市はほかの市と比べてすごく有利なことがあって、それはなぜかという、秋芳洞の観光収入、これがあるということ。こういう観光収入がある自治体というのは、そんなにほかにはないというふうに私は思っております。

この財源、私らよく言うんですけど、ガソリン、このガソリンがないと車が前に進めんということで、それが、この観光再生事業であると思っております。

したがいまして、観光再生事業は秋吉台地域を特化しているというのは、その財源を確保することが非常に大切であるという意味を考えて、再生事業を秋吉台地域というふうに限定しております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 私は秋吉台の近くに住んでますので、秋吉台を中心にやってみらうのは非常にうれしいとは思いますが。でも、美祢市全体のことではありますので、そのあたりの配慮は必要かなという思いはあります。

それと、いろいろな事業とリンクしていくという、先ほど、次長からのお話があったと思うんですが、今年の春、観光総務課が主体につくった1つの計画があって、今回観光振興課でまた新たにつくる。先ほどのお話は、総務課がつくった計画とはまた別に、またここでつukらないといけないのかというお話だったと思います。ほかの課が観光に関わる計画っていうのは幾つかつくっていらっしゃいますよね。

私、一般質問とかで過去に秋芳町がつくった観光計画も、途中でつくっただけで頓挫したとか、そういう話はしてましたが、近年においても、ほかの美祢市の部局がつくってらっしゃるのもあるそうです、今回改めて聞くと。

その中の1つに、美祢市地域IoT実装計画っていうのが、皆さんは当然御存じだと思いますけど、その中の一文に観光に対するいろいろな提言がなされています。

そのページの中にこういう一文があります。「一方、本市は、市内の公共施設、宿泊施設、土産店・飲食店及び交通事業者において、言語対応をはじめ受入環境が十分ではないことから、現状のままでの誘客は、ネガティブキャンペーンにもなりかねません」と、はっきりここで提言をされています。

ですので、いろいろ、ここの委員会でもお話が出ていたところで、まずそういうキャンペーンですとか、プロモーションを大々的にする前に、まずお客さんを招く前に部屋を片づけてからっていう1つの理屈があるのを、実は美祿のこの他部局がまとめた報告の中にはもう出ているので、観光部のほうでも新たな計画を練られるときに、こういうところの整合性もぜひ取っていかれないと、美祿市全体としての各計画の乱れといいますか、矛盾が出てくるところもあると思いますので、そのあたりも、できれば観光に関しては1本にまとめて、それをちゃんと実行していくという流れを今回つくっていただきたいと思うところありますので、そのあたりのことをちょっと検討していただきたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 今の御質問だと思いますけど、美祿市地域I・T実装計画との整合性について、猶野委員のほうから、人を招く前に部屋を片づけるということはどうかということの、そのあたりの整合性、他部局とのお話がありましたけど、そのあたりについて執行部のほうから何か御回答ございますか。末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 猶野委員の御質問にお答えします。

今の山口県美祿市のつくった美祿市地域I・T実装計画っていうのが正式名称です。この事業は、事業の計画をつくったのは総合政策部——全体は総合政策部が取りまとめております。

総務省からの補助がこの計画によって出るということで、こういう計画をつくったんですが、これには大きく2つの柱がありまして、1本は観光部門、今おっしゃいました。もう1つは教育部門です。この2つの事業をもって、I・T実装計画という計画です。

その中で、全く総合政策部が単独でつくったわけではなく、観光商工部それから教育委員会事務局、両方が一緒になって中を練ってつくったものです。

ですから、進むベクトルは、今観光振興計画であったり、このたびの再生事業であったり、そういうものと何ら変わるものはございません。

ですから、あとは補助金を獲得する狙いのあるような計画であるとか、そういう意味でこのI・T実装計画というのがつけられております。

ちなみに、このI・T実装計画の目的といたしましては、ここに書いてありますけど、社会の情勢や環境変化への柔軟な対応と強みを生かした特色ある施策展開と

ということで、大きく懐の深い枠をつくったような目的にしております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 私が言いたいのは、とにかく整合性をとりながら、ここで懸念が出てた、いきなりプロモーションでお客さんをボーンと呼び込むことは、一過性のカンフル剤として、多分増えるとは思いますが、それが逆宣伝になりかねないという心配があるというのは、実は事前に、もう執行部の皆さんも認知されていることだということを、ちょっと改めて皆さんで共有したいということです。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 今からの、これはあくまでも秋吉台・秋芳洞地域再生事業ということについて質問させていただきます。

今から、これやっていかれるわけなんですけど、今まで、秋吉台・秋芳洞地域がなかなか難しい面が多々あったと思います。

これは、私が思うには、今まで振興計画とか、いろいろ景観計画とかありますけど、それは言葉、文章だけなんですよね。だからイメージが沸かないんですよ。皆さん方は、頭の中でこういうふうにしたいという思いがあって、絵があるかもしれませんが、地域の人には、なかなか絵が浮かばないところもあると思うんです。

ですから、1つ聞きたいんですけど、これって青写真というのは——きちんとした青写真を作ると言えますか、作ってもらえますか。

もし、私これができれば、その絵を見て、地域の人が皆さん同じ絵を見て、ここはこういうふうになるんだ、ここは今から議論していくけどこういうふうになる可能性もあるとか、そういう同じイメージで物事を考えていくことによって合意形成が生まれてくると思います。そうすることによって、前に進んでいくと思います。

ですから、私はこの青写真、その地域の写真ですよ。こういうふうにしていきたいという、そういうのを作っていただけるっていうことが、まずありますか、できますか、そこが質問です。

○委員長（戎屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 下井副委員長の御質問にお答えします。

このたびの事業では、そのつもりです。

ですから、何回も合意形成という言葉が出ておりますけど、こちら側の事務方の

ほうの提案をそのままぐいぐい進めるというよりも、きちんと地元の方とがつつり話し合いを行いながら、両者がお互いに納得した形の計画づくり、実行づくり、実行をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 作っていただけるということで、その図面を見ながらであれば、その中に当然、景観的なこともございましょうし、観光振興的なこともあると思います。

そこによって、私は合意形成が取れると思いますので、ぜひその図面を、まず1年かけてもいいですから、きちんと作っていただければと思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、青写真ということもありましたけれども、これは、今からプロポーザルで作っていくんだという、非常にばくちみたいな話ですよ、これ。これはどうか分からんわけでしょう。

そして、特にハード、ソフト面の予算がこのたび財政計画の中につくっておられますけども、令和2年で5,800万円、そして令和3年度で1億4,915万円かな。このハード面、ソフト面の計画立てておられるんですよ、ちゃんともう。この中身をちょっと出してもらわないと、我々の青写真も描けんと思います。これはありますか。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の秋山委員の質問に対しまして、御回答はいかがですか。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

観光事業特別会計の令和11年度までの収支計画を作成し、説明させていただいたところなんですけれども、今現在において建設改良費、こういったハード事業をするかっていうところでもあります。

今の時点で、こういったハード事業をやっていくかということにつきましては、基本的には令和2年度以降、平成28年度から平成30年度までの投資的事業の3か年平均、それをまずは見込んでおります。

それと合わせまして、令和3年度以降になりますけども、秋芳洞の安全対策とし

ての通路改修、こういったものを令和3年度以降、5か年6,000万程度——各年度6,000万程度を見込んでおります。

それから、あくまでも計画段階と——計画といいますか、思いというところでありますけども、貸切バスの駐車場を下の今のバスターミナルのほうに下ろすといったような事業費、あくまでも案ということで。それから、秋芳洞内の——IoT実装計画とも関連いたしますけども、洞内のWi-Fi化、多言語案内、そういった事業費を令和3年度以降、3年間、1,500万円、令和4年度が1,000万円、令和5年度が1,000万円というような事業費を今現在においては見込んでおります。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、下井副委員長が言われたのは、そういう青写真を出してもらわないと何を考えておるか分からない、事業費として——そうでしょう。

令和3年度が1億4,915万円、その翌年度は1億2,415万円、これ15万円という予算までつくっておられるんですね。その詳細を出してくださいって言うてるんですよ。それが青写真でしょう、今言われたことは。

だから、何かの根拠がないと、この15万円という予算が、ずっと15万円というのはついてるんですね。1億何ぼの後、五千何ぼの15万円ってついてる。この予算書を作成されたときに、この予算書の内訳を出してくださいよということなんですよ。

それともう1点、令和2年度の4月から公営企業会計になりますよね。これは、あくまでも特別会計で予算を組んでおられると思うんですよ。この収支も違いやせんですか今度は企業会計にすると。だから出し変えてください、これを。

あくまでも、この前の説明では、この9月の時点で、特別会計事業ベースでつくったと言われましたよね。だから、来年の4月以降は企業会計でしょう。それなら、企業会計に沿ったもので出してください。じゃないと検討できません、これは。

だから、予算にちょっと問題がありはしないですかということは今指摘してるんです。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

収支計画上におきます建設改良費の内訳につきましては、後ほど資料のほうをお示ししたいというふうに思います。

それから、この収支計画は、企業会計ベースで策定するべきではないのかという御質問についてであります。

これは、9月の時点で収支計画を策定をいたしております。9月の時点におきましては、まだ資産の洗い出しの過程にごさしまして、まだきちんとした資産台帳の整理等ができておらなかった関係で、今現在もまだ微調整をしている状況です。

資産台帳整理がきちんと終わらないと、減価償却費——これは減価償却費を入れますと、損益計算上かなり影響が出てくるものでありますけれども、この時点においては、そういった作業がちょっと非常に困難な状況であったということで、特別会計ベースで収支計画を作成させていただいたものでございます。

以上であります。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 当然、そういうふうな特別会計でやらざるを得なかったというのは理解できます。

しかし、主な事業が令和2年度以降の事業になるかと思うんですよね。だったら、今の企業会計でやるべきじゃないですかということ言ってるんです。だから、それまで待ったらどうです。

じゃないと、出された資料は、収支は全く違って来るんじゃないですかということ言ってるんですよ。じゃないですかね。

これをベースに今議論というのはなかなかできないと思いますよ。だから、そういう企業会計になったときのことを予測しながらつくられるのが計画じゃないですか。

何が言いたいかということ、収支が全く違って来るよということ言いたいんですよ。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

今、企業会計に移行すると、どういうふうな損益計算書、あるいは貸借対照表になるかっていうのを詰めている最中でございます。

損益計算書上、この収支計画と大きく変わる点は、先ほど申し上げました減価償

却費ということになるかと思えます。細かいところは税抜きになったり、引当金があったりとございますけども、大きなところで申し上げますと減価償却費になります。

現行、今の段階では、当初令和2年度の減価償却費は約6,800万ぐらいになるのではないかっていうふうに試算をしております。ですので、その部分は間違いなく影響が出てくるというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今言った減価償却の部分も、この表から見るとどこに入ってるか。恐らくまだイのその他の項かなと、この中に入ってるんですかね。減価償却費はどこに入ってるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

今、これは特別会計ベースで策定いたしておりますので、減価償却費はこの中には含まれておりません。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） この中に入っていないのはあと起債の償還とか、債務負担行為等も入っていないんですか。どうなんです、これは。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

起債の償還につきましては、投資的経費、投資的事業が膨らむときに起債をするということで、歳入で起債を起すことを見込んでおります。それに伴う償還もこの中で見ております。

あと債務負担行為です。再生事業に係る債務負担行為、再生事業に係る事業費については、この中で事業費を見込んでおります。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） その経理の方法が、今言った企業会計とちょっと変わってきますから、その辺をきちんと整理しないと、今の収支が変わってくるんじゃないですかということ言ってるんですよ。

だから、今のこの収支計画で、なかなか今この時点で、このとおりの利益が出る  
なとか、収支がいいなとか、判断できんのですよ。だから、それをきちんとして出  
してもらえないでしょうかというんです。だから、その時点でこの計画を押し進め  
ていくべきじゃないんですかということは今言ってるんですよ。

これがもと、ベースではなかなか議論できません、会計変わりますからね。その  
辺はどうなんですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

今現在におきまして、来年度の当初予算をいかように組むかというのも四苦八苦  
してるというか、そういう状況でございます。

ですので、当然当初予算が確定して、ある程度形づくって、それからの中長期の  
展望をする、そういう作業になろうかと思っておりますので、少しそれをつくるには時間  
を要するっていうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今の行政の言い分って分かりますので。これは、本来ならば  
きちんとしたものを、財政計画をつくってやるのが筋だと僕は思います。だから、  
この資料はのけてもいいですか。これで議論はできんと思っておりますから。

じゃないと、これがあると、このままいってしまいますので、来年度違うような  
会計になりますから、ちょっと収支が変わってきますから、難しいなというふうに  
思っています。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の質問というか要望みたいな、そのあたりはいかがでし  
ょうか。（発言する者あり）

先ほど質問のほうで、これどうですかね、建設改良費の件について、後ほど数値  
をお示ししますという御回答だったと思うんですけど、そのあたりについては、ど  
のようなことで考えればよろしいでしょうか、この委員会で。（発言する者あり）

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

-----  
午前10時27分再開



○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

執行部のほうから、先ほどの資料についての配信、その他説明をお願いいたします。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、建設改良費——収支計画における建設改良費の推計につきまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

令和2年度以降の事業費についてであります。

まず一番上の上段の建設改良費というところであります。これはあくまでも、平成28年度から平成30年度までの建設改良費の3か年平均を入れたものであります。3か年平均でありましたものですので5,415万円と中途半端な数字が出たものであります。

それと、先ほど申し上げましたけども、安全対策としての秋芳洞の通路の改修工事、それからバスターミナル、それから秋芳洞内の多言語対応、こういった事業費を見込んでおります。これは、あくまでもこういったことを考えているということでの事業費の計上をさせていただいたところであります。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 私がさっき言った青写真というのは、あくまでも再生事業の青写真ということなので、これとはちょっと違いますのでつけ加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今審議している議案第99号というのは、大もとになったこの秋吉台・秋芳洞地域再生事業というのは、たしか今年の5月の臨時会に上程されて、そのときには全会一致で賛成ということで可決されたものだと思います。

そのときに附帯決議という形で、事業を賛成はするが、なかなか分からないところがあるから、いろいろ分かるようにまた検討してくれという意味合いで、附帯決議という形をつけました。

そのときにそれを多分受けて、執行部のほうは今回出された議案第99号というのは、その要望に合わせて修正案という形で出されたものだと思っております。

この修正案なんですけど、もしこの場で否決というようなことになった場合、最初

に可決された大もとの秋吉台・秋芳洞地域再生事業というものは、どういう取り扱いになるのか、ちょっとテクニク的なことになるかと思いますが、教えていただきたいんですが——議会事務局に聞いたほうがいいのかな。

そのあたり、大もとのこの事業——議案はどうなるのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 猶野委員の御質問にお答えいたします。

猶野委員言われましたとおり、5月の臨時会において7,000万円が可決をいただいたところですが、そこに対するその金額の補正並びに3年間の債務負担ということでの補正を提出させていただいたところがございます。

これが仮に、この補正案が否決になるということになりますと、逆に言えば7,000万円のみがそのまま、5月の可決事項がそのまま生きるということになります。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） なるほど。ということは、今回の修正案は複数年にわたっての事業ということの修正されてたわけですが、大もとの単年度事業の7,000万円の事業に全会一致で賛成したものに帰るだけということで、否決しようが賛成しようが、この事業を完全になくすということにはならないということよろしいですね。

要は大もとの最初のものに戻すか、それか複数年のものにするかという選択をするという形になるという……同じことの繰り返しで、その認識でよろしいですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 末岡観光商工部次長。

○観光商工部次長（末岡竜夫君） 猶野委員の御質問にお答えします。

まず、案として出している以上、私たちは否決ということは想定はしておりません。やはり可決するための案であって、前に向いていくための案でございますので、可決して今の7,000万円があと3カ月でどれだけの使い方ができるかどうか分かりませんが、債務負担行為も可決いただければ来年にこの事業を続けたいというふうに思っております。

ですから、今否決の場合っていうことをおっしゃいましたけど、我々としては否決の場合のパターンっていうのは、特に想定してないって言ったらかおかしいですけ

ど、もし否決になればそこからまた少し考え直さなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） さきの委員会で、市長にお願いして説明を求めるといふ、こういう話がありました。あれからどうなったかということですね。

私はこういう大きな事業というのは、やはり政策的なものがありますから、一番の責任者である市長が出て説明するのが順当、筋というふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） これは委員長に対する質問ですか。

○委員（秋枝秀稔君） あれからどうなったかということですね。

○委員長（戒屋昭彦君） あれからどうなったか——前回は議長と相談して考えていきますという御回答で終わったと思います。

今回は、まず前回いただいた資料、追加資料についてしっかり審議する場と私は思っております。それで、審議が終わらないうちに市長を呼ぶというよりは、しっかり皆さんと一緒にこの大きい問題について審議していただきたいということで、今の現時点ではまだ考えておりません。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 審議もだいぶ煮詰まったような気がいたしておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 私の思うに、今いろんな質疑が出ております。ただ、質疑される方が、本当に皆さんの意見の質疑をしていただきたい。市長をお呼びするというよりは、この中身についてもう少し意見を言っていた方がいなくてもいい方にもしっかりと審議していただきたいということで、今質疑はございませんかということでお尋ねいたしました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどもちょっと質問しましたが、もともとは単年度事業ということでこの事業

は上程されたわけですが、そのときに我々としては、もしかすると後に続く大きなものになるのではないかということで、いろいろ附帯決議をつけて意見を述べさせて、その上での賛成をさせていただきました。

それを受けて執行部のほうでは、全体像を正直に出して、事業のほうをまた修正案を出されたのだと思いますが、出された中で分かったのは、事業の詳しい内容というのは、あくまでもプロポーザルを出して結果が出ないと分からないということ、あと複数年をまたいでいくと、様々なほかの計画等との矛盾がまた出てきてしまうということ。

そのいろいろなことを考えて、我々が要望したことが新たな矛盾を生んでしまったものになったのかなと思うので、私としてはこの事業自体は基本的にはやっていただきたいと思うので、そのあたり全体像が分かったという役割は、この修正案はあったのかと思いますが、最初の単年度事業に戻すという形で実行していただければと思うので、今回はその意味合いでの反対という——修正案の反対ということを取らせていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井委員副委員長。

○副委員長（下井克己君） 私、先ほども申しましたとおり、地域の方々——私も古くから秋芳町で議員もやっておりましたし、地域の方々はとにかく青写真を早く作ってくれやという話を多く聞いております。

今回、この再生事業、ソフト事業で青写真を作っていただくということは、もう絶対に必要なことだと思っております。

それと、先ほどの猶野委員の単年度計画になってしまうということですけど、やっぱりプロポーザルを毎年やるっていうのはおかしいことだと思います。やっぱり1つの業者にこれからの秋吉台を託すっていうのも一つの考え方だと思いますので、私はこの考え方に賛成しております。

以上です。賛成です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私も賛成の立場から意見を言わせていただきます。

入洞者が50万人を切って、損益分岐点が45万人ということで、それはいつ頃来るかな、もうすぐ来るんじゃないかという思いもしております。ここで再生を早くしないと、1日も早くしないと、この事業が本当に頓挫してしまうような気がし

ております。

とにかく、1日も早く事業を実施していただきたいということで賛成をいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見ございませんか。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） この再生事業になって分からないことがたくさんあるわけがあります。

先ほど下井委員が青写真ということで、ソフトの青写真と言われましたけど、ハードの青写真となると大変なんですね。これは今出せないというふうに思ってる、それはプロポーザルで決めることですから。

そういう、木に実がならないのに、それもなったような形でいくと大変なことになってくるんじゃないかなというふうに思っているわけです。

例えば、ハード事業でもものすごく金がかかると。これやったらいいんだけど、金がかかってやれんねっていうこと。あるいは、あまり金はかからんけど、これやったら儲かるんじゃないかなというようなこともありましょう。

しかし、実際に青写真というのは、先ほど資料見ましたけど、観光協会との合意形成、あるいは——とは書いてありますけれど、地元の業者の方々の今の観光事業をやる方、あるいは地主さんの関係の方々、その関係の青写真というのはものすごく難しいんだろうというふうに思ってる。それを安易に、いいですよっていうわけには、なかなかいきにくいというふうに思っておりますね。だから私は反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第99号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手3。同数ということになりました。

それでは、これは委員長裁決になりますので、委員長としまして、これは反対といたします。よって、議案第99号は否決されました。

次に、議案第121号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の

全部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） それでは、議案第121号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の全部改正について御説明させていただきます。議案書をただいま配信させていただいたところでございます。

議員の皆様も御存じのとおり、現在の条例につきましては、通学費の補助を目的とする条例としているところでございます。これは、合併前の旧市町で運用されておりました制度を継続する形で規定されているものですが、このたび、この条例の全部改正を行うことで新たな条例とし、新条例につきましては通学支援を目的とする条例としているところでございます。

見直しに伴い、新条例は大きな考えのところのみ規定し、細かいところは条例施行規則や要綱として規定するように条文を整理しているところでございます。

改正案の内容について御説明をさせていただきます。

まず、第1条は条例の目的を規定しており、この条例の目的を児童生徒の通学を支援することとしたところでございます。

次に、第2条においては通学支援の対象者を規定しております。第1項第1号では、小学校4キロ、中学校6キロを超える児童生徒、遠距離に該当する児童生徒を示しております。同項第2号では、統廃合等の影響があった児童生徒、また同項第3号では、いわゆる通学困難に該当する児童生徒としているところでございます。

次に、第3条においては支援内容を規定しております。第1項において、スクールバスやスクールタクシーのほか、公共交通機関を利用する場合における乗車運賃額を支給することとするとともに、第2項において補助金による支給も考えているところでございます。

また、第4条では、その他の必要事項を規則に委任する規定としたところがございます。

最後に附則として施行日を定め、施行日は令和2年4月1日としているところがございます。

以上が、このたび提出いたしました条例の説明になりますが、先ほども申し上げましたように具体的な内容につきましては、条例施行規則や要綱等に規定し運用することとなります。

議員の皆様方のほうのタブレットにも、今後制定していきます条例施行規則等の素案を配信させていただいております。

資料につきましては、資料1から6まで準備させていただいております。資料1については条例施行規則の案、資料2につきましては激変緩和措置に対する通学費補助支給要綱、資料3につきましては通学困難認定基準、資料4につきましてはスクールバス等による通学支援事業実施要綱、資料5につきましては現行の条例並びに条例施行規則、資料6につきましては現行制度と新制度の比較という形でお示しをしているところでございます。

本日は、この資料6の新旧の制度表をもとに制度の概要について御説明をさせていただければと思います。資料6のほうをただいま配信させていただきました。

まず、このたびの改正の根幹の部分といたしまして、市内どこにいても児童生徒がより安全・安心な通学ができるように、地域によってばらばらであった制度を統一的な制度の下で運用することになります。

より安全・安心な通学ができるようにするためには、全域的なスクールバスの導入が必要であると考えているところでございますが、すぐに環境を整えることは困難であるため、まずもって今回の改正によりまして、市内全域的に小学校4キロ、中学校6キロを超える部分を遠距離通学と位置づけ、スクールバスやスクールタクシーで通学の支援を行うこととしております。

また、4キロ、6キロ以内のところでも通学に支障があると判断できるところにつきましては、通学困難としての認定基準を定めた上で支援を行うとともに、統廃合でスクールバスを導入しているところにつきましても、継続的に支援をしていくこととしております。

しかしながら、状況により運転手の不足も危惧されますことから、自転車通学や保護者による送迎での通学を余儀なくされることも想定しており、その場合は、自転車、保護者送迎を選択していただき、自転車購入費の一部補助やガソリン代等に相当するものとして、距離区分に応じた補助を行うこととしているところでございます。

一方、これまでの制度を全面的に整理、見直すことから、一部の地域におきましては、遠距離通学・統廃合・通学困難地区としての整理ができないところも出ております。これらの地区につきましては、激変緩和措置として、要綱により3年間は

従来どおりの支援を行うこととしております。

また、これまでも大きな問題となっております美東中学校の路線バス定期券に対する自己負担軽減に係る対応につきましては、このたびの見直しに当たり、令和3年度からスクールバスを導入する準備を進めていくこととしております。このスクールバス導入により、遠距離に該当する地域におきましては自己負担をなくすことが可能となります。

美東中のスクールバス化に当たり、綾木地区の中で6キロ未満の地区につきましては通学支援対象外となり、市内のほかの地域と同様に自転車通学または徒歩による通学を基本とすることとなりますが、先ほどの要綱によりまして、3年間はこれまでと同様に路線バス定期券購入補助等を考えているところでございます。

全域的なスクールバス化に向けて、このたび統一的な制度として4キロ、6キロの基準により一旦整理させていただいた後、次のステップといたしましては、小学校の4キロ基準を2キロに緩和していく予定としております。

この2キロ基準の考え方といたしましては、小学校低学年の児童につきましては、体力的なものも含め4キロを徒歩通学させることは難しいと考えており、特に少子化が進んでいる状況下、低学年のみの下校の際には下校班も少人数となりますことから、連れ去りやサル等の動物等の遭遇など危険を伴うことが上げられます。

また、秋芳桂花小学校新設時に、保護者の意見といたしましても同様な意見が多数ありましたことから、現在、秋芳桂花小学校におきましても2キロを超える地区でスクールバスを導入していること、さらには統廃合におけるスクールバス導入の状況として、2キロ程度のところでの運行もしております。同じ学校内でも2キロでスクールバスに乗れる児童と、3キロを徒歩通学する児童がいるなど不均衡が生まれている状況にもなっております。

これらのことから、総合的な判断として2キロ基準を今後の目標としたところでございます。この2キロ基準の全域的な導入には、相当な年度が必要となることも想定されておりますが、今後の統廃合を見据えながら順次スクールバスの導入を進めていきたいと考えております。

ここで、このたびの改正により実際にどのように変わるのか、これまで地域別の運用を行っており、分かりづらいと思いますので、現状と今後について大まかな部分で説明を加えさせていただきます。



まず、美祢地区の遠距離通学では、現在遠距離通学を小学校4キロ、中学校6キロとして取り扱っており、路線バス通学されている場合はバス代の支援といたしまして、4キロ、6キロの部分を除いた金額の2分の1を補助しております。

この事例といたしまして、小学校ではバス定期券が全体区間10キロで月額1万円、4キロまでが6,000円と仮に仮定としましたら、現在の補助金は1万円から6,000円を引いた4,000円の2分の1に当たる2,000円ということになっております。今後はこの額が、1万円から6,000円を引いた4,000円という形を想定しているところでございます。

なお、美祢地域において路線バスがもともと運行していない場所では、補助金は出ておりませんでした。今後はスクールタクシーの運行または保護者送迎に対する補助を行うこととしております。

あわせて、美祢地域において、もともとは路線バスが運行していた地域でありながら、現在廃止路線に該当した地域では、バス定期券相当額の2分の1を補助するなどしておりましたが、今後はスクールタクシーの運行または保護者送迎に対する補助を行うこととしております。

次に、美東地域についてですが、遠距離通学における補助としましては、先ほども説明しましたように、現在美東中学の通学支援を行っております。

現在の補助内容としましては、桂岩地区を除く大田地域以外で通学に路線バスを利用しており、定期券購入費の一部を除く部分を補助しております。具体的には月額4,320円が保護者負担、残りの部分を全額市が補助金として出しているところでございます。

この美東中の通学に関しましては、令和2年度にスクールバスを購入し、令和3年度からスクールバスでの通学を予定しております。したがって、令和2年度は現行どおり月額4,320円を御負担いただくようになりますが、令和3年度からはスクールバスとなりますので、遠距離に該当される方は自己負担がなくなる予定としております。

また、小学校に係る部分として長田・十文字地域において、低学年に一部みなし補助金が出ておりますが、今後は、遠距離に該当する町絵、小田、長谷、こちらが4キロを超えるため、遠距離通学で支援することとなりますが、その他の地区は経過措置に該当するため、3年間までの支援ということを考えております。

秋芳地区につきましては、遠距離通学で現在バス定期券の補助をしているところはなく、この部分では変更ありませんが、特例措置として杣田地区につきましては年間2,500円の補助を行っております。今後はスクールタクシーまたは保護者送迎に対する支援という形で予定しているところでございます。

そのほか、新市移行後の統合により、スクールバスを運行しております地域につきましては、スクールバスを継続することとしております。

全域的なスクールバス化を行うに当たりましては、多くのスクールバスを保有することになりますことから、学校の登下校以外の空き時間による有効活用、言い換えますと地域の交通手段としての活用につきましても併せて検討していきたいと考えております。

加えまして、全域的なスクールバス化に向けての課題といたしましては、スクールバス購入費用や運転手の確保問題が挙げられますが、運転業務を行っていただいております事業者とも連携を図りながら進めていきたいと考えております。

説明につきましては以上となります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか、質疑。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 将来的に市内全域スクールバス化計画というのを目標に、向けて走っていくための経過措置ということで、多分今回出されたのだと思います。その目標といいますか、ゴールは大変よいことだと思います。

各市内にある不公平感ですとか、そういう矛盾的なところを解決するには、そこがやっぱり終着目標なのかなという思いもありますので、それを目指されるということはよいことだと感じました。

それを目指す中で、ちょっと話がそれてしまうかもしれませんが、たくさんのバスを抱える、美祢市は抱えるようになると思います。それだけたくさんのバスがあれば、朝夕の通学以外の空いた時間に、それを——バスは使えないかという意見が当然また出てくるので、ほかの問題で買い物弱者のことですとか、通院に使えないかどうか、いろいろな御意見がまた出てくると思います。

そのあたりのことをどう考えていらっしゃるかということと、それがまた教育委員会の管理で、それが全てできるのかという大きな全庁的な問題もあると思います。当然、交通網を考えられるのは、総合政策部のほうとか、ほかのいろいろな部署と

の関連もあると思いますので、そこを目指されるのであれば、同時並行でそのあたりの協議もされていかれるべきかなと。

庁内的な問題と、あともう1点は、いろいろな交通網が便利になるのはいいですけど、既存のタクシー会社への民業圧迫的なものに発展するかもしれないというところもあるので、できればそのあたりの配慮、できれば巻き込んで一緒にやっつけていかうということも必要かもしれませんので、大きなゴールはすばらしいと思います。当然今のバスの運転手さんたちの時間換算で、利用時間が増えれば待遇もよくなる可能性もありますので、そのあたりも含めての全庁的な計画等は今どう考えていらっしゃるか、そのあたり教えていただければと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの猶野委員の御質問に対するお答えといたしましては、このたびのこちらの全部改正に当たりましても、地域振興課のほうとも十分協議をしながら進めているところでございます。

したがいまして今後の動向、スクールバスが数多くなって地域の交通手段として考えていくという部分についても、地域振興課と将来像を見ながら一緒になって考えているところでございます。

また、タクシー会社の民業圧迫という問題につきましても、スクールバスの運転業務につきましても、現在も今後も、タクシー業界との兼ね合いというものは非常に大きなものがあると思っております。タクシー会社、いわゆる運行業務を行っていただいております事業者の皆様方とも一緒に連携を図りながら、今後も進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） すみません、ちょっと愚問かもしれませんが、小中学生全てスクールバスで通学させるとなったときには、バスは何台ぐらい必要なんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの下井副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

将来的なバスの台数がどの程度かという御質問になりますが、統廃合を見据えながらバスを順次導入していきたいというふうにも考えております。今後の統廃合の状況によりまして、バスは大きく変動するということがあるかと思いますが、30台程度が必要なんじゃないかというふうに考えているところでございます。

これは、現状の想定というところでございますので、今後どのような運行を行っていくのか、小中学生の児童生徒の数、お住まいになられる地域、そういったものも大きく影響してまいるものでございますので、台数はかなり変動すると思いますが、できるだけ早急にスクールバス化を進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 今ちょっと統廃合を踏まえてということなんですけど、今現在、私の頭の中で統廃合のことが今入っていないので、とりあえず令和3年でしたっけ、それまでは30台は必要であるということなんですけど、当然30台となると、当然置き場所から運転手の問題等いろいろあると思いますけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現状すぐに30台を準備するって言うつもりはございません。もちろん順次進めていく中で、できるだけ台数も減らすということも考えております。

バスの置き場という問題も、運転手の確保という問題も大きな課題として捉えているところでございます。運転手の確保の問題につきましては、先ほども申しました運転業務を行っていただいております事業者とも連携を図りながら、随時協議を重ね、少しでも御協力いただけるようお願いしていくという考えでおります。

また、バスの置き場という大きな問題もございます。現状考えているところは、総合支所の近くとか公民館の近く、そういった場所を想定していく必要があるという考えでおりますが、具体的にここに何台置きますというところまでは、現状としてまだ詰めている段階でございません。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 30台とかかなり大きい数字になっていくということで、そ

れを先ほど言いましたけど、教育委員会がそれを管理していくというのは、なかなか将来的には難しいのかなと。正直言われると、生徒以外をバス乗せるのはなかなか難しいというところもあるので、その壁を取るためにも車両部というのか、そういうのがあってもいいのかなと。特に公用車もたくさん美祢市はあって、今ほど本当に要るのかっていうのもあって、シェアすれば今ほど要らないのではないかという意見もありますので、そういう車両を管理するような部署が一括でそういう運営をしていくということも将来的にはあってもいいのかなあと思うので、ぜひともそのあたりも、公用車も含めての何か合理化するような組織的なものをぜひ御検討いただければと思います。これは要望です、要望というか意見です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 猶野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

当然、教育委員会だけでスクールバスとしては管理、当然しなければならない部分でございますけれども、先ほどから出ております、空き時間の有効活用をコミュニティバス化していくとかですね、そういうところになると、保有台数が30台となりますと、当然市長部局との協議も必要ですし、今考えておりますのはAIシステムの導入をさせていただいて、きちんとした形で地域住民のニーズに応えられるようなスクールバスとコミュニティバスの併用みたいな形で検討を進めさせていただいたらというふうに思っておりますし、猶野委員から出たように、自動車の管理運用についても外部委託なり、そうしたところも一番費用対効果が現れて安全・安心な、まずは子どもたちの送迎ができるというところを、まずは基本的な考え方として住民サービスに少しでもかなうような形で運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

これは、委員の皆様、2年前に通学費についてしっかりいろんな審議をしてまいりまして、今回2年経って新しい現行制度と新制度の違いが出てきております。

やはり、委員の皆様方にもこの議案がどうかというのは本当に慎重なものですから、質疑があればしっかりしていただきたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは本

案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第121号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいま議案書を配信させていただきました。

議案第122号は、美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成31年3月に閉校となりました旧城原小学校校舎について、地域のコミュニティセンターとして活用するため条例を制定するものであります。

なお、この条例は令和2年1月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認め質疑を終わります。それでは本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第122号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号美祢市秋芳檜の森野営場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） それでは、議案第123号美祢市秋芳檜の森野営場の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明いたします。

この施設は、市民及び都市生活者に憩いの場を提供し、地域の観光農業を推進することを目的に、昭和55年に設置した施設でございます。

この施設におきましては、平成20年度以降利用実績がなく、トイレ及び手洗いの施設の老朽化が顕著であることから、施設及び管理に関する条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することにしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私、大変申し訳ないんですが、この施設はよく知りません。それでいろいろお話聞きましたところ、今後こういうふうな人口減少とかいろいろ、地域住民の要望とか趣味とかそういうものによって、こういう施設がだんだん老朽化また廃止になることが考えられます。

今お話を聞くとところによると、今後どのようにしていくかということとはなかったんですが、何かそのような計画なり思いがあれば、お話を聞かせてほしいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

この施設は老朽化しておりますので、廃止することになりましたら、来年度予算において施設を全て撤去することにしております。その後は地域の方に土地のほうを戻すこととなりますので、地域のほうで利用していただき、維持管理も合わせて行っていただく、そういう方向に協議を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 分かりました。戻してもらった地域の方も大変だろうとは思

いますが、その点は関係課のほうに十分、地域住民の方への御配慮をしていただくことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第123号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号美祢市観光事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第124号美祢市観光事業の設置等に関する条例の設定について御説明をいたします。

これは、地方公営企業法第4条に基づき、美祢市観光事業の設置及び経営の基本に関する事項等について定めるとともに、同法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、美祢市観光事業に同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため条例を制定するものであります。

まず第1条で美祢市観光事業を設置すること、第2条で地方公営企業法の一部、財務規定等を適用すること、第3条で経営の基本方針、第4条で重要な資産の取得及び処分について、第5条で議会の同意を要する賠償責任の免除について、第6条で会計管理者に委任する事務について、第7条で議会の議決を要する負担付の寄附の受領等について、第8条で業務状況説明書類の作成について規定をいたしております。

この8条につきましては、少し詳しく説明を申し上げたいというふうに思います。

これは、地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月



1日から9月30日まで、上半期の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、また10月1日から3月31日まで、下半期の業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長が作成することと規定をいたしております。実務的には担当部署で作成し、市長の決裁を得て作成したこととなるものであります。

業務の状況を説明する書類は、事業の概況、経理の状況等であり、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類につきましては、同日の属する年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにすることとしております。この書類を基に公表がされることとなります。

次に附則になります。

附則の2項におきまして、法適用に伴いまして、美祢市観光事業運営基金条例を廃止することとしております。

また、法適用に当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例を設ける必要がなくなること等から、美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例、美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例、美祢市秋吉台リフレッシュパークの設置及び管理に関する条例、美祢市秋吉台家族旅行村の設置及び管理に関する条例、美祢市秋芳洞ふれあい広場の設置及び管理に関する条例、美祢市養鱒場の設置及び管理に関する条例について、設置に関わる規定部分を削除するものであります。また併せて、養鱒場につきましては業務内容の整理を行うものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、法適用に伴い、今年度は出納整理期間がない打切決算ということになるものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 先ほどの8条のところなんですけど、市長は作成しなければならなくなっております。で、これは先ほど執行部がつくられるということをおっしゃったんですけど、これはどこで公表されるのか。それによって誰にということになってくると思うんですけど、どのような方法でされるのかお聞きします。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

財政状況の内容の公表につきましては、水道事業や病院事業も行っているところでありまして、美祢市報やホームページで公表することになります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 誰にとということで、市民に対してということですね。当然議会のほうにも、当然出てくるということによろしいでしょうか。

だから、市報とかであれば当然、市民に対してということじゃないですか。当然、我々議会のほうにも来年どうなるか分かりませんが、議会のほうにも報告があるというふうに思っていていいんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

病院も水道もそうでございますけども、この半期ごとの状況の報告については、議会に個別に説明は今現在しておらないというふうに思っております。決算については議会のほうに報告をするようになります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先ほど、観光特会の基金をなくするというのが、今説明がありました。

それで、例えばふるさと納税なんかでやりますと、何の振興に使ってくれと要望があったらチェックして送り返すんですけど、これがもし、もちろん企業会計になるわけですけど、観光事業振興のために使ってくれていうふうになった場合には、もちろん観光企業会計のほうの中のところにお金が入る……。どのようなやり方で対処されるんでしょうか、教えてください。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。

一部適用に伴いまして基金は一旦廃止いたしますけれども、それは現金預金として引き継ぐものであります。その上で、決算を打った時に利益の剰余金が出た場合には、修繕引当金だとか減債積立金だとか、そういう剰余金の処分については、改めまして議会の御議決をいただきながら処分をしまいたいというふうに考えて

おります。

以上になります。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第124号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第109号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,951万6,000円を追加し、総額を7億8,224万円とするものであります。

まず、歳入についてであります。8ページ、9ページをお開きください。

6款繰越金を7,951万6,000円追加しております。

これは、本年9月議会で認定いただきました平成30年度決算剰余金を計上したものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・2目施設管理費、説明欄002観光施設改修事業に554万円を追加しております。

これは、秋芳洞エレベーターの安全対策として、本年度の閑散期に補修調査設計を行うものであり、補修工事につきましては、来年度の閑散期に実施したいと考えているものであります。

次に、3款基金積立金・1項基金積立金・1目観光事業運営基金積立金におきまして、積立金を7,000万円追加しております。

これは、決算剰余金を観光事業運営基金に積み立てるものであります。

次に、5款予備費におきまして財源調整のため397万6,000円を追加しております。

説明は以上であります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） エレベーターの補修事業ということで今伺ったんですけど、はっきり言って古いエレベーターだと思います。これ、補修してまた何年ぐらいもつのか、毎年補修がかかってくるのか、今後のことについてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

秋芳洞エレベーターにつきまして、定期的な点検は行っております。エレベーターの機械装置についても点検を行っておりますし、定期的なワイヤー交換だとか、籠を交換する、そういったことはやってきております。

今回補正で上げさせていただいたものは、エレベーターの躯体に関わるところで、少しモルタルの劣化が生じておりまして、これを補修していく計画であります。エレベーター自体は昭和31年ぐらいから営業を開始しておりまして、一定期間ごとに、このような補修を行っているようなところでございます。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 確かに古いものだということはよく分かりました。

要は、今のエレベーターを補修、改修というか、そういう形ですずっと使っていかうと考えておられるのか、ひょっとしたら何年後ぐらいには、もう新しいものにやり変えなくちゃいけないっていうふうな考えがあるのかどうか。新しいものとなれば当然、今から再生計画とかかかってくるじゃないですか、そういう中で、そういうことが出てくる可能性もありますよね、安全対策の面において。そういうことは、少しは思っておられるかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

エレベーターにつきましては、当面は補修をすることによって長寿命化を図っていきたいというふうに考えております。

ただ、この調査の中で鉄筋の劣化度合いとか、酸化の度合いとか、コンクリートの酸化度合とか、そういったものを調査するようにいたしております。

その結果いかんによっては、抜本的な見直しをしなければならないというような可能性も出てくるかもしれません。基本的には長寿命化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これは参考までですけど、このエレベーターは2基ありますよね。年間維持費が相当かかると思いますが、差し支えなければ教えていただけたらと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 大丈夫ですか、時間がかかりますか。（発言する者あり）では、また改めて教えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第109号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） それでは、議案第129号美祢市農産物加工施設の指定

管理者の指定について御説明いたします。

資料につきましては、参考資料の2ページから6ページに指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯として資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、大嶺町にあります、通称「虹工房」と美東町にあります、通称「みとう味の館」の2つの施設がございます。いずれも山村振興等農林漁業特別対策事業により整備され、虹工房につきましては平成12年4月、みとう味の館は平成8年4月にそれぞれ供用開始した施設でございます。

施設の目的といたしまして、農産物の生産振興と特産品の開発を含め、地域農業の活性化並びに地域福祉の増進に寄与するために設置されております。

両施設とも、計画段階から山口美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯がございまして、供用開始当初から山口美祢農業協同組合に管理運営に携わっていただいております。その後、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、安心・安全な農林産物の加工品の開発・販売を行い、生産者の所得向上を図り、地域の農業振興を図るため、生産・流通・販売のノウハウがあり、安定的かつ効果的な運営が期待できることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、資料5ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間としております。この期間の設定につきましては、施設の管理運営に当たり、施設の譲渡を含めた管理運営方法と今後の方向性について検討する必要があるため3年間としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第129号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） それでは、議案第130号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について御説明いたします。

資料につきましては、参考資料の2ページから6ページに指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯として資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、農林産物等、市の特産品の販売、宣伝を通じて地域産業の振興と市の活性化を図るため、新農山村地域定住対策事業により整備し、平成5年11月に供用開始した施設でございます。

この施設におきましても、計画段階から山口美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯がございまして、供用開始当初から平成9年度の間は、山口美祢農業協同組合が中心的な役割を担ってございました美東町産業振興会が管理運営を行ってまいりました。平成10年度から平成18年度までは、山口美祢農業協同組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当施設の設置目的を達成するため、流通・販売のノウハウがあり、安定的、効果的な運営が期待できることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、資料5ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を

指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間としております。この期間の設定につきましては、施設の管理運営に当たり、施設の譲渡を含めた管理運営方法と今後の方向性について検討する必要があるため3年間としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどお願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第130号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） それでは、議案第131号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について御説明をいたします。

資料につきましては、2ページ以降に選定の経緯、経過等を記載をしておりますのでございます。

現在、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者につきましては、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定しており、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設につきましては、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上及び地域活性化



に資することを目的としておる施設でございます。

指定期間満了に伴い、新たな指定管理者を指定するに当たりまして、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等に基づきまして、公募形式により諸手続を行ってまいりました。

その結果、応募者は企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団のみであり、この1者につきまして指定管理者候補者選定審査会において審査を経て、同事業者を候補者と決定したところでございます。

つきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターを一括管理する指定管理者に、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第131号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 先ほどのエレベーターの管理費についてお答えさせていただければと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） どうぞ。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 平成30年度の決算ベースになりますけども、秋芳洞エレベーターの点検代が年間約230万円、それから秋芳洞エレベーターの中に水が——ピットの中のほうに水がたまりますので、くみ取り、その水の処分をしております。それが約250万円ということで、合わせて約480万円ぐらいの経

費がかかってございます。

あと説明が悪かったかもしれませんが、このたびの補修調査設計はエレベーターの中の上下する籠の部分ではなくて、その外側の部分の調査設計になります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋枝委員、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案のうち、9件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆様方から何かございましたら、発言をお願いいたします。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 本会議の冒頭、西岡市長のほうから台湾の馬祖と観光交流をするという——したという、もう締結したんかな、発表がありました。

戒屋議員の一般質問の中で、この4年間の成果という中で、西岡市長の当然4年前の公約ですよね、台湾の事務所を即閉鎖するというのが公約だったと思いますけども、その質問に対して、今後どうするかということですけども、西岡市長の答弁は、県がやめてくれるなというからやめないというふうな発言をされたと思いますけども、今後、台湾とどういうふうに向き合っていくのかというと、なぜ今この時期に馬祖と観光交流をされるのか。そしてその経費は、観光協会がやるから市は関係ないよと言われてればそうなんでしょうけども、市は一切経費とかかからないのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 回答できますか。（発言する者あり）それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

-----  
午後0時00分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 先ほどの秋山委員からの御質問にお答えいたします。

11月の末に、美祢市の観光協会と台湾の馬祖観光協会との観光交流協定が結ばれたところでありますけれど、美祢市としても、台湾との観光交流を進める上で、台湾側のほうも馬祖地域が属します県知事も出席されておりますように、美祢市と

しても立会人として、観光協定の場に出席、参加させていただいたところであり  
ます。

野柳地区との観光交流協定も結んでおまして、台湾との観光交流は今後も引き  
続いて、従来どおり進めていこうと思いますけれど、新たに、馬祖地域が美祢市の  
観光協会と交流を進めるということで、市としても、それに対するバックアップと  
いいますか、そういうものは今後行っていこうという考えでおりますので、予算面  
でいえば、そういう交流があれば多少の増加はあるかもしれませんが、それは  
全て限られた予算の範囲内で実行していこうというふうに考えているところであり  
ます。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 野柳とのいきさつは、私もそのときに立ち会いましたから分  
かるんですけども、馬祖はどこにあるのかちょっと我々も分かりませんが、このよ  
うな地域が台湾にはたくさんあると思うんですね。

今後、そういう地域とも、どんどんどんどん進めていかれるという理解でよろし  
いでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

台湾にはジオパークが9地区ございます。

最初に野柳ということで、次が馬祖ということになるわけですが、こうい  
ったような形で一つ一つということになってくると、やはりこちらの観光協会、あ  
るいは行政としての対応というところも、やっぱり考えていけないところ  
があるかというふうにも思っております。

そこで、その9地区のジオパークはネットワークという組織をお持ちになってお  
ります。次にお声がかかったときには——他の地域からかかったときには、観光協  
会のほうともお話し合いをしながら、ネットワークという捉え方がどうかなって  
いうところの御提案なりをしながら、なるべく数多くってということではなくて、大  
きな組織ってところとの観光協定なりを締結することによって、それによって台  
湾全体っていうふうな一つの捉え方もできるのではなかろうかというふうに思っ  
ております。

今現在はまだ、ほかの地域のほうからはお声がけということはない状況ではあり

ます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 既に行政の方は御存じだと思いますけども、台湾のジオパークってというのは、台湾自体が世界ユネスコ協会に入っておられないということも御存じですよ。

どのような形でジオパーク、M i n e 秋吉台ジオパークと交流していくのか。その辺を明確にしないと、西岡市長自身が台湾事務所を閉鎖するというふうに言われて始まったものが、県から言われたから残したというところも分からんではないんですよ。

しかし、台湾自体がユネスコ協会に入っていないということも理解しながら、ジオパークつながりでいくのは、少しちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺は、市民の理解が得られるような活動をぜひしていただきたいと思いますし、今後これをもっともっと広がっていくと、大変なまた費用もかかると思いますので、ぜひとも、その辺はわきまえてやっていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） その他委員の皆様ございますか。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 台湾とは全然関係ない話ではありますが、最近、美祢市に熊が出たという話をよく聞きます。この前は豊田前に出た、その次には大嶺町の処理場ですか、出たと。きょうの新聞には、また美祢市と宇部市の境、これ伊佐のほうの関係になろうというふうに思っておりますが、出たということであります。

非常に、最近地球の温暖化で熊が冬眠をしない、1年中そうそうする、餌を探して歩くということでもあります。

私も猟をしておりますので、今頃は山へ行くときには必ず切れものを持っていくというか、分かりませんが、持って行くわけではありますが。

そういうときに、やっぱり一番よく山に行くのは猟師、特にわなかけた猟師ってというのはほとんど、基本的には1日1回、わなを回れということでもありますから、私も基本的にはいつも回っているわけではありますが。そういうふうにして、猟師の関係、あるいはその地域の関係といえますか——も大事だろうというふうに思っておりますから、特に農林のわなの関係だとか、猟師の関係においてはお互いのネッ

トワークというのがないといけないと。

例えば、美祢市と秋芳町でしたら隣ですから、金曜日に秋芳町におっても、その日の朝には於福のほうに来る可能性もあるわけですね。

ですから、そういう美祢猟友会のネットワークをつくって、そして、どこそこに出たとかいうような話、あるいは出たんじゃないかなという話を猟師が聞くということにおいて、また地域の人にもその話ができるということではありますが、そういうのは今まで聞いたことがありませんから、そういうもののネットワークをもう少しつくって、子どもたちのためもありましょうけど、猟師のためにもありましょう。地域のためでもあるわけでありますから、それは、ちょっときめ細かくやっていかないと、一言言っておけば、そんなことはなかったのにとということもあろうというふうに思っております。動物ですから、いつどこで出るやら分かりません。

特に、そういうものについてネットワークといいますか、例えば、全体的にもそういうところに出たら、猟師の人に皆伝えて、豊田前と於福だって隣ですから、隣同士ですから。

そういうふうにして、とにかく、そういうのを安全に生活ができるようなために、やっぱり危険度があれば、それを伝えるような方法を今後考えてもらいたいというふうに、もちろん学校等も含めて考えてもらいたいというふうに思っておりますので、よろしく、よく考えて、効果的に素早くやっていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の件について、何かございますか。志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの徳並委員の御質問にお答えをいたします。

委員も御承知のとおり、美祢市内には美祢猟友会と美秋猟友会ということで、2つの猟友会があります。その2つの猟友会のほうに、合わせて同じ情報を今後伝えていくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 行政の方、すぐ伝えておきたいとか、それ頼んじよるとかいうことではありますが。伝えたいというんじゃないで、どういうふうな形で連絡を取る方法まで皆さんで考えてもらいたい。

それをしないと、ただ猟友会の会長にぽんと言うただけじゃだめなんですよ。

連絡網を作ったり何なりして、やっぱりやってもらいたい。そのときの資料というのは、あなたのほうに皆あるわけでありますから、それをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） その他ございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） ちょっとお聞きするんですけども、バイオマスチップですよね。

この関係で、今農林開発と法務省も絡んでいるかどうかちょっとよく分かりませんが、今動きがあるっていう——農林開発の動きがあるということで、9月の十何日ですか、西田部長も一緒に東京のほうの本社にある——名前言えませんが、本社に上がられたということ。

今現在、そういうふうなバイオマスチップ事業はどこまで動いておるか、分かれば、これはうわさですけども、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 詳細につきまして、担当が——法務省との絡みで申しますと、藤澤地方創生監のほうがじかに担当しておりますので、ちょっと招集の時間をいただければ、また御回答できると思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 創生監というよりも、西田部長も創生監と一緒に上がられたということですよ。9月の——日にちも言いますか。

その話も含めて、そして農林開発の社長、そして相談役と4人で上がられたというお話聞いておりますけども、その話です。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

私が創生監と農林開発株式会社のほうと、あとは東京事務所に出向しております職員計5名で、会社のほうにお伺いをさせていただきました。

この内容につきまして大まかで言いますと、ペットボトルの関係で、それを再利用する工場といいますか、そういうふうな企業誘致という一つの観点でお伺いをさせていただいて、美祢市内のほうで、例えば廃校になった校舎であったりとか、そういったようなところに、そういうペットボトルの回収とそれを加工するというか、そういったような事業っていうのができるものかどうかというところをお伺いに

行ったというのが、出張の内容です。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） よく分からないんですけども、そのペットボトルと農林開発とどういう関係があるんですかね。農林開発の中に、ペットボトルを利用して何とかっていうのがありますか。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ペットボトルのそういうふうな——我々として見れば企業誘致という形で行ったんですけども、そこで実際の現場での作業として、農林開発のほうがある程度その仕事を受けるような形っていうところを、可能性を探るっていうところもございました。

なぜ農林開発かというところでもございますが、以前も議会のほうでちょっと出たと思いますが、相談役がいらっしやいまして、この相談役がペットボトルの回収とか、その辺についてのある程度の詳しい方でもございまして、お伺いしたのが、そういったような関連の中でお知り合いというか、以前からお付き合いのある方がある企業にいらっしやるというところで、一とつのそれをきっかけというふうな捉え方をしまして、可能性としてどんなものかというところを探るために、その人をきっかけとして、企業に訪問したというところでもございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 農林開発、今の三セクですよ。これとペットボトルと関係ありますか。

やはり、そこが今何をやってるのかっていう、相談役と上がられたということですから、その相談役が大手の会社の方にお知り合いがあるから、ペットボトルを買ってバイオマスエネルギーにしようという話でしょう、恐らく。ただ、根本的に農林開発がやる仕事とちょっと違うんじゃないですか。ペットボトルということになるとですよ。

やっぱり山の山林を生かすために伐採しながら、それをバイオマスチップにするというのは分かるんですよ、これは。そういうところいっぱいやっていますからね。分かるけども、そういう方と一緒に、ある大手の会社のペットボトルの回収事業に行くんだというふうな、ちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに思って質問したわけですけども、それはどうなんですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 我々といたしてみれば、その企業のほうが、実際に事業をこの美祢市、当地で行っていただきたいというところはございました。そのきっかけとして、農林開発というところでもございますけれども、実際に事業を行うという内容等につきましては、まだまだ話としては、そこまではとても至るようなものではございませんでしたけれども。

仮に、美祢農林開発のほうがそういうふうな事業ということに、仮にお手伝いをするということであれば、ある意味の農林開発として、そこで収入を得られるということであれば、一つは新規事業といえますか、そういったようなところで、一つは可能性としてあるのかなというふうにも考えましたが、私たちとしてみれば、まだまだそこまでは話は至ってなく、あくまでお知り合いがいらっしゃるという一つのきっかけを利用させていただいて、そういうふうな事業を大々的に行っていらっしゃる企業に訪問をさせていただいたということが現状でございます。私どもとしてみれば、あくまで企業誘致というスタンスは持っておりました。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） これ以上言いませんけれども、企業誘致と農林開発という三セクの在り方、ちょっと違いますかね。そこをみそもくそも一緒に、何でもかんでもバイオマスやるんだやるんだっていうのは、ちょっと違うような気がしますよ。農林開発の本来の趣旨というのはもっともっと違うと思いますけれども、どうですかね。それをしっかりやらないと、やっぱり市民に誤解を招きますよ。

今言われたように、あくまでも農林開発の相談役になられた方のお知り合いが、その会社におられるということの理解でいいですね。間違いないですね。（発言する者あり）本当に大丈夫ですね。その相談役も大丈夫ですね。答弁いいですけども。

○委員長（戒屋昭彦君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時17分閉会



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月10日

教育経済委員長